一般財団法人日本塗料検査協会（昭和三十年八月二十七日に財団法人塗料検査協会という名称で設立された法人をいう。）	東京都渋谷区恵比寿三丁目十二番八号	第五十九条第八号の三に掲げる区分	日本及び外国の全域	イ　東京都渋谷区恵比寿三丁目十二番八号 ロ　神奈川県藤沢市宮前六百三十六番三号	平成十五年三月十四日
一般財団法人ボーケン品質評価機構（昭和二十三年十二月六日に財団法人日本紡績検査協会という名称で設立された法人をいう。）	大阪府大阪市港区築港一丁目六番二十四号	第五十九条第八号の三に掲げる区分	日本及び外国の全域	イ　大阪府大阪市港区築港一丁目六番二十四号	平成十五年四月四日
一般財団法人化学物質評価研究機構（昭和二十四年二月八日に財団法人ゴム製品検査協会という名称で設立された法人をいう。）	東京都文京区後楽一丁目四番二十五号	第五十九条第八号の三に掲げる区分	日本全域	イ　東京事務所　埼玉県北葛飾郡杉戸町下高野千六百番地 ロ　大阪事務所　大阪府東大阪市本北一丁目五番五十五号	平成十五年四月四日
一般財団法人東海技術センター（昭和四十六年十月三十日に財団法人東海技術センターという名称で設立された法人をいう。）	愛知県名古屋市名東区猪子石二丁目七百十番地	第五十九条第八号の三に掲げる区分	日本全域	イ　愛知県名古屋市名東区猪子石二丁目七百十番地 ロ　愛知県瀬戸市坂上町四百二十番地一	平成十五年六月三日